

横浜市立峯小学校いじめ防止基本方針

令和5年3月 改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめを防止するための基本的な方向性

- いじめの未然防止に向けてあらゆる教育活動の場で教職員は児童との豊かな人間関係を築き適切な指導を継続する。
 - ・人権教育の柱である「認め合い・支え合い・高め合い」が実現できるよう、互いをかけがえのない存在として受容し合い、学校生活において「居場所」ある教育環境づくりをする。
 - ・授業改善により、学び続ける大切な存在だと自己認識できるよう、一人ひとりに寄り添った適切な支援をする。
 - ・児童会やたて割り活動に重点を置いた活動を取り入れ、児童自身の気付きを大切にして、仲間とともに学校生活をよりよいものにしようとする活動ができるよう支援する。
- 早期発見・早期対応により、いじめの被害の未然防止に向け、教職員が一体となった取り組みを継続的に行う。
 - ・いじめ防止対策委員会でいじめを見逃さない体制と迅速な情報交換を行う。
 - ・子どもが学校において安心して相談できる人間関係を築くとともに、関係機関との教育相談体制をつくる。
- 日常的に子どもや保護者との情報交換ができるよう適切な記録を残し、重大な事態にいたることのないよう保護者や各種関係機関と協働体制をつくって支援環境を整える。
 - ・学校での状況を面談等の機会を捉えて保護者に知らせたり、経過について定期的に報告したりする。
 - ・スクールカウンセラーや児童相談所・療育センター等の関係諸機関との連携を強化し、いじめの発生状況に応じた適切な対処と措置を行う。
 - ・「中学校ブロック学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題など学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する体制をつくる。

2 組織の設置及び組織的な取組

(1) 組織構成

- 「いじめ防止対策委員会」を設置し、構成委員は次のようにする。
校長、副校長、教務主任、学年主任、児童支援専任、養護教諭
- いじめの状況により必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。
- 教務会、児童理解部会等においても事案に応じた対応を協議する。

(2) いじめ防止委員会の役割

- いじめ事案が発生したときには中核的役割を担い、組織的に取り組む。
- いじめの疑いがあるときも同様、組織的に取り組む。
- いじめに関する情報収集や記録、対応に関する役割分担を行う。
- 重大事案が発生した場合には調査等の活動を行う。
- 定期的にいじめに関する調査を行う。

(3) いじめ防止に向けた年間計画

月	取 組	内 容
4月	いじめ防止対策委員会設置 いじめ防止研修実施	いじめ防止基本方針の確認 いじめに対する職員の意識の統一
5月	学校説明会 いじめアンケート	保護者へのいじめに対する説明 いじめの実態把握
6月	YPアセスメント1回目	実施、クラスごとによる分析
7月	横浜こども会議	中学校ブロックでの意思共有
11月	YPアセスメント2回目	実施 分析 1回目の結果との比較
12月	人権週間 人権研修 いじめ防止月間 いじめアンケート	人権集会 講話 いじめ防止指導を全校にて実施 いじめの実態把握
2月	新1年生保護者説明会 学校運営協議会	いじめに対する学校の対応を説明
3月	いじめ防止基本方針見直し	峯小のいじめ防止基本方針の見直し

※毎月の職員会議にて、児童指導に関する情報交換を行う。

※毎月月末に「いじめ防止対策委員会」を実施し、対応状況や校内体制の確認をする。

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

(1) いじめ防止の取組

- 学校教育の基盤を人権教育におき、学習教材の開発、単元計画の策定、適切な指導と評価による自己肯定感・有用感のもてる教育活動を展開する。
- 運動会や全校遠足等、縦割り活動による異学年交流の活動を通して、自己の存在の大切さや集団への帰属意識や貢献している自己有用感をもてるようにする。
- 児童会で行う「全校遠足、集会活動、募金活動等」の機会を通して共に社会のために貢献する大切な仲間として、認め合い、尊重し合える人間関係づくりに取り組む。
- 教職員は、課題解決のため、具体的事例、事案対処の方策等について研修を行い、いじめを見抜く目と感性を磨き、指導力向上を目指す。
- 12月に人権週間を行い、他者への思いやりを育む機会を設ける。
- 横浜子ども会議の子どもへの周知を図り、横浜市としての取り組みを身近なものと感じられるようにする。

(2) いじめの早期発見

- いじめを見逃さない教職員集団としての責務を自覚し、全教職員の情報共有体制を構築する。
- 共同授業研究により、教職員集団として、一人ひとりの児童の状況を把握する。
- いじめ相談担当窓口は児童支援専任とする。
- 児童支援専任の他、養護教諭やスクールカウンセラーに気軽に悩み等を相談できる場所作りをする。
- 年2回定期的な保護者面談を行い、いじめの早期発見に努め、その解決を図る。
- 年2回いじめアンケート、YPアセスメントを行い子どもの人間関係を把握して適切な支援を行う。
- 児童会を中心に話し合い活動を充実し、安心して何でも言える学校の雰囲気づくりに取り組み、風通しの良い教職員と子ども、子ども同士の人間関係を醸成し児童の変化を把握するようにする。
- インターネットを通じたいじめの防止に向けて、懇談会で保護者向けに関係機関専門家の資料を用いて説明し、情報教育モラルの向上を図る。
- 児童及び保護者からのいじめの疑いのあるような訴えや連絡等があった場合は、教職員による聞き取りを行い、これに基づき、いじめ防止委員会で対処する。

(3) いじめに対する措置

- いじめ防止対策委員会により、加害者、被害者、暗黙の支持者の生まれる原因とその状況が理解できる資料を基に保護者啓発の取組を行う。

○いじめの被害者があった場合は被害児童の保護を最優先するとともに、加害児童及び保護者に対しては、確かな根拠に基づき、厳正にして適切な指導により解決を図る。

○必要に応じて、警察等関係機関、専門機関との連携を図り、迅速に対応する。

- (4) 「中学校ブロック学校運営協議会」「中学校区学校・家庭・地域連携事業」の利用
- 「中学校ブロック学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」で学校のいじめ防止対応について説明して、活動についての助言をいただく。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態と思われる事案が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。
- (2) いじめ防止対策委員会を中核として、直ちに対処する。
- (3) 再発防止を視点においた調査を実施する。調査結果は教育委員会に報告する。
- (4) いじめを受けた児童や保護者に、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 その他

○必要があると認められるときは、学校基本方針を見直す。

○緊急対応の流れを以下のように定め、迅速に対応する。

